

議案第 23 号

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例

橋本市立こども園条例（平成 19 年橋本市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
名称		位置	名称		位置
高野口こども園		橋本市高野口町向島 166 番地	高野口こども園		橋本市高野口町向島 166 番地
すみだこども園		橋本市隅田町上兵庫 267 番地	すみだこども園		橋本市隅田町上兵庫 267 番地
橋本こども園		橋本市東家二丁目 1 番 23 号	橋本こども園		橋本市東家二丁目 2 番 14 号
応其こども園		橋本市高野口町応其 232 番地の 1	応其こども園		橋本市高野口町応其 232 番地の 1

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。